

（仮称）長浜市市民協働のまちづくり推進条例（案） に対するパブリックコメントについて

1. 実施趣旨

急激な人口減少や少子・高齢化の進展等に対応する持続可能で活力ある地域社会の実現に向けて、幅広い主体の参画や多様な主体の協働を推進する新しい市民協働の仕組みと体制づくりを進めています。

新たな仕組みの検討にあたっては、「長浜市市民協働推進会議」による審議のほか、各種団体との意見交換や各種アンケート調査等を実施し、様々な主体と相互理解を深めながら、「（仮称）長浜市市民協働のまちづくり推進条例」の制定や「市民協働推進計画」の全面改定等に向けた取組を進めています。

このたび、多様な主体が協働して地域の社会課題解決に取り組むための基本原則等を定めた条例（案）がまとまりましたので、広く市民の皆さまからご意見をお聞きするため、下記のとおりパブリックコメントを実施します。

2. 実施期間

令和元年 11 月 25 日（月）～12 月 25 日（水）※必着

3. 閲覧場所

- ・ 長浜市役所市民活躍課窓口（市役所本庁舎 3 階）
- ・ 市政情報コーナー（市役所本庁舎 1 階）
- ・ 北部振興局、各支所
- ・ 長浜市ホームページ

4. 閲覧資料

（仮称）長浜市市民協働のまちづくり推進条例（案）

5. 意見の提出方法

任意の様式に、住所、氏名、電話番号、意見を明記し、直接持参、郵送、ファックス、メールのいずれかにより市民活躍課まで提出してください。

※電話での聞き取りは行いません。

6. 提出先

長浜市市民協働部市民活躍課

【住所】：〒526-8501 長浜市八幡東町 632 〈本庁舎 3 階〉

【電話】：0749-65-8722 【FAX】：0749-65-6571

【E-mail】：katsuyaku@city.nagahama.lg.jp

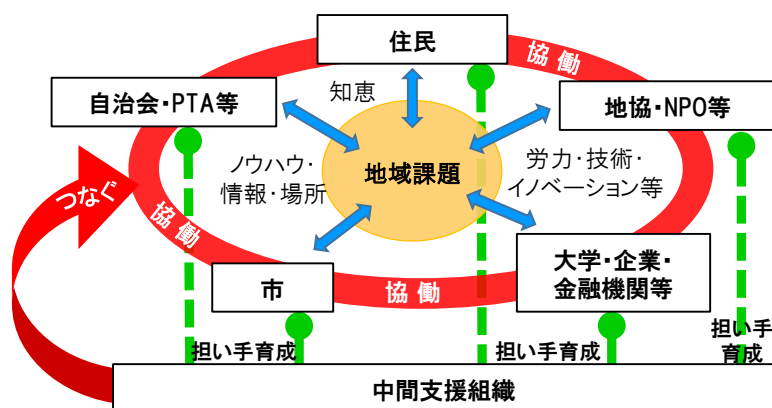
新たな市民協働の仕組みづくりについて

■ 新たな仕組みと体制の構築

- 急激な人口減少や、少子・高齢化の進展、地域コミュニティの急変などにより、あらゆる家庭、地域コミュニティ、行政といった主体の規模が縮小化・脆弱化しつつあり、地域社会の今後を考えると、より深刻で、危機的な状況が予想され、これまでどおりの価値観や制度、仕組みでは、対応が困難



- 特定の個人への依存度や偏在性の高い現在の仕組みを改め、**幅広い主体の参画を促す新たな仕組みへと転換を図っていく**
- 社会構造の変化に対応する持続可能で活力ある地域社会の実現に向けて、**多様な主体の協働による新たな仕組みと体制を構築する**



- 市民協働推進会議（審議会）による審議のほか、各種団体との意見交換、各種アンケート調査等を実施し、様々な主体と相互理解を深めながら、仕組みづくりを検討

■ 条例の策定・計画の全面改定

- 市民自治基本条例に基づいた市民協働のまちづくりをより一層推進していくために、新しい協働の仕組みを盛り込んだ「（仮称）長浜市市民協働のまちづくり推進条例」の制定や市民協働推進計画の全面改定、推進体制づくり等を進める

条例	新たな仕組みづくりを進めるために必要な事項や基本的な考え方を規定し、新たな仕組みや体制の構築に向けた取組を担保
計画	地域課題の解決に必要な協働の仕組みを計画の基本施策として位置付け、仕組みの構築を計画的に進める

<検討スケジュール>

項 目	スケジュール
(1) 庁議(キックオフ)/議会説明(キックオフ)	5月7日/5月16日
(2) 市民協働推進本部会議・幹事会の開催	5月7日～
(3) 市民協働推進会議(審議会)での審議	5月31日(*諮問) ～12月下旬(*答申)
(4) 市民協働推進チーム(WG)の設置・会議開催	6月24日～
(5) 市民・団体等へのアンケート実施	7月～8月
(6) 関係機関(地協、企業等)との意見交換	8月～9月
(7) パブリックコメントの実施(条例/計画)	11月25日～12月25日/ 3月頃
(8) 庁内決定(条例案/計画改定案)	令和2年1月/4～5月
(9) 条例案議決/計画改定案議会報告	令和2年3月/4～5月
(10) 条例施行/改定版市民協働推進計画の策定	令和2年4月/5～6月

（仮称）長浜市市民協働のまちづくり推進条例（案）の概要

前文・目的（第1条）

- ・ 急激な人口減少や少子・高齢化の進展、地域コミュニティの低下などが進み、地域課題の解決が困難になる中で、多様な主体の参画を促すとともに、多様な主体の協働によるまちづくりを推進し、持続可能で活力ある地域社会を実現していくため、「長浜市市民協働のまちづくり推進条例」を制定する

定義（第2条）

- ・ 「市民」、「地域づくり協議会」、自治会等の「地縁による団体」、「市民活動団体」、「事業所」、「教育機関」、多様な主体の協働によるまちづくりを支援する「中間支援組織」の各主体や「協働」、「まちづくり」、「多様な主体」等の用語を定義する

基本理念（第3条）

- ・ 多様な主体は、協働によるまちづくりを推進するために、対等な立場で相互理解を深め、情報の共有に努め、互いの自主性・自立性を尊重する

各主体の役割（第4条～第11条）

- ・ 市民、地域づくり協議会、地縁による団体、市民活動団体、事業者、教育機関、中間支援組織、市の各主体がそれぞれの特性を生かして主体的にまちづくりに取り組むとともに、各主体間で連携・協力するよう努める

市民協働推進計画（第12条）

- ・ 条例の実効性を担保するため、市民協働のまちづくりの推進に関する目標や推進施策等を定める計画を策定する
- ・ 計画の策定・見直しにあたっては、市民協働推進会議の意見を聴く

中間支援組織の指定（第13条）

- ・ 多様な主体の協働によるまちづくりを支援する中間支援組織を積極的に活用するため、中間支援組織を指定する

市の取組（第14条～第18条）

- ・ 市は、多様な主体の協働によるまちづくりを推進するため、職員や組織等市内部の支援体制の整備のほか、情報共有・情報発信、人材育成、活動の場づくり、財政等の支援に努める

活動資金の調達・活用（第19条）

- ・ 多様な主体が連携して、市民協働のまちづくりの推進に必要な活動資金の円滑な調達や効果的な活用に努めるとともに、市が寄附文化の醸成に必要な環境づくりに努める

市民協働事業（第20条）

- ・ 地域の社会課題を解決するため、各主体からの提案に基づき、多様な主体間の連携のもとで実施する市民協働事業について定める
- ・ 多様な主体からの提案に基づき、市の業務を提案主体が実施できるよう制度化する

条例の見直し（第21条）

- ・ 社会状況の変化等に照らし、条例及び市民協働の諸制度について見直す等必要な措置を講じる

委任（第22条）

- ・ この条例の施行に関し必要な事項について、規則等で定めることを規定する